

# Weekly Report

第222号  
平成25年9月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 総額表示義務に関する特例Q & A

安部首相による消費増税の最終判断が迫るなか、来月施行される消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインが公表されました。同法のうち、総額表示義務に関する特例は10月から適用されます。

### ◆ Q & A

#### Q. 総額表示義務に関する特例とは？

A. 25年10月から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例です。

#### Q. 値札等に税抜価格のみを表示する場合は、どのような表示であれば認められる？

A. 値札、チラシ、ウェブページ等で表示する場合、以下のような表示は誤認防止措置に該当します。

「〇〇〇円（税抜価格）」 「〇〇〇円（税別）」

「〇〇〇円（本体価格）」 「〇〇〇円+税」

#### Q. 「〇〇〇円」と税抜価格のみの表示はできる？

A. できますが、誤認防止措置として消費者が商品等を選択する際、認識しやすい場所に「当店

の価格は全て税抜表示です。」といった掲示が必要です。

#### Q. レジ周辺だけに税抜表示である旨を掲示している場合は？

A. 誤認防止措置を講じたことにはなりません。消費者が商品を選択する際に税抜価格であることを認識できるように掲示する必要があります。

#### Q. 値札の貼替えが間に合わず、一時的に旧税率に基づく税込表示が残る場合は？

A. 商品の置かれている棚等に「旧税率（5%）」に基づく税込価格を表示している商品は、レジにて新税率（8%）で精算させていただきます。」といった掲示を行います。

## 今年度最低賃金の改定額と発効日を確認

平成25年度の地域別最低賃金について、各都道府県の地方最低賃金審議会が答申した改定額の全国加重平均は764円（引上げ額15円）となり、中央最低賃金審議会が先月示した引上げ目安（14円）を上回りました。

全ての都道府県で11円以上の引上げとなり、最も高いのは愛知（22円）で、次いで千葉（21円）、東京・神奈川・大阪（19円）となっています。

改定額の発効日は各都道府県で異なり、10月6日～11月6日までに順次適用される予定です。

地域別最低賃金は原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で必ず確認しましょう。

## オリンピックに関連した広告表現にご注意

今月7日にオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定しましたが、これに絡めたセールなどはJOCから警告を受ける可能性があります。

オリンピックに関する五輪マーク、エンブレム、マスコット、「がんばれ！ニッポン！」というスローガンなどは、IOCやJOCが知的財産を所有しており、オリンピックを連想させる表現の商業広告は、取り締まりの対象となります。